

令和8年度当初予算における引上げ分の地方消費税収の市町村交付金(社会保障財源化分)が
充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)	207,200 千円
・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	2,339,972 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳					備考
			特定財源			一般財源		
			国・県 支出金	地方債	その他	引上げ分の地方 消費税(社会保 障財源化分の市 町村交付金)	その他	
社会福祉	社会福祉総務費	87,091	4,648	1,500		12,522	68,421	
	障害者福祉費	697,824	504,955	1,500		29,604	161,765	
	福祉医療給付費	140,633	65,015		7,000	10,615	58,003	
	老人福祉費	106,928		1,500	15,600	13,896	75,932	
	児童福祉総務費	138,680	72,768		3,202	9,701	53,009	
	児童措置費	162,455	146,336			2,494	13,625	
	保育園費	55,781			56	8,621	47,104	
社会保険	国民健康保険費	121,094	67,493			8,292	45,309	
	介護保険費	404,821	25,132			58,737	320,952	
	後期高齢者医療費	407,998	78,320			51,001	278,677	
保健衛生	予防費	395	148			38	209	
	子育て世代包括支援費	16,272	5,419			1,679	9,174	
合 計		2,339,972	970,234	4,500	25,858	207,200	1,132,180	

・引上げ分の消費税収(市町村交付金を含む)は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされている。

※「**社会保障4経費**」とは、制度として確立された「年金」「医療」及び「介護」の社会保障給付、並びに「少子化に対処するための施策に要する経費」をいう。

※「**社会保障施策**」とは、・社会福祉・社会保険・保健衛生のいずれかに関する経費をいう。